

第4章 重大な過失の決定

◆◆◆ 事例 172 ◆◆◆

◆◆◆ 自家用車で消防操法訓練に出動する途上のスピード違反による負傷（該当） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員（32歳） 農業

2 傷病名及び程度

脳挫傷、頭蓋骨骨折、全身打撲等 入院加療

3 災害発生年月日

昭和61年9月20日

4 災害発生状況

被災団員は、午後4時頃消防ポンプ操法訓練に参加するため、自宅から普通乗用車で訓練会場の中学校校庭へ向かった。同4時10分頃、県道を制限速度（40km/h）を大幅に上回る速度（推定速度100km/h）で走行中、緩やかなカーブにさしかかった地点で運転操作を誤り、電柱に激突して道路上に横転し対向車と接触して当該車両の運転手を負傷させ、団員も“脳挫傷等”の傷病を負った。

5 参考

- (1) 被災当日の天候 晴れ
- (2) 消防ポンプ操法訓練の開始時間は午後5時からであった。
- (3) 事故現場付近の道路状況は、緩やかなカーブであり見通しは良く舗装されており、欠陥は認められなかった。
- (4) 利用経路は、合理的であった。
- (5) 双方の自動車に欠陥は認められなかった。また、対向車は接触を避けられなかった。

【説明】

基準政令第12条に規定する“重大な過失”とは、消防団員等が一般的に払うべき注意義務を著しく欠いた場合をいうが、この注意義務を公務の往復路途上の場合について考えると、消防団員等が災害の発生当時、道路交通法（以下「道交法」という。）上負っている注意義務が典型的なものといえる。しかし、基準政令第12条による補償制限の法意は、労災法第12条の2の2、国家公務員災害補償法第14条及び地方公務員災害補償法第30条の規

- (2) 事故現場付近の道路状況は、平坦で舗装され欠陥は認められなかった。
- (3) 帰路経路は、合理的であった。
- (4) オートバイには、構造上の欠陥は認められなかった。

【説明】

基準政令第12条に規定する“重大な過失”とは、消防団員等が一般的に払うべき注意義務を著しく欠いた場合をいうが、この注意義務を公務の往復路途上の場合について考えてみると、消防団員等が災害の発生当時、道交法上負っている注意義務が典型的なものといえる。しかし、基準政令第12条による補償制限の法意は、労災法第12条の2の2、国家公務員災害補償法第14条及び地方公務員災害補償法第30条の規定と同様、補償を行わないこと自体や被災団員にペナルティーを課すことを目的とするものでなく、安全管理等に関する消防団員等の注意を喚起するため設けられたものであることからして、単に形式的に、例えば「道交法上違反に該当するか否か」のみで判断することなく、具体的事案に則し、諸事情を勘案して判断する必要がある。すなわち、注意義務を欠いたことについて、何らかの宥恕事由が認められる場合には“重大な過失”があったとすることは妥当性を欠くこととなるものである。

本件の場合、災害発生の原因は、被災団員が交差点で信号を無視したことによるものである。これは、道交法第7条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反した行為であり、その事故の発生において出動時等の緊急出動と異なり、特に緊急性を要するものではなく、また、事故を惹起すべき異常な出来事もないことから、被災団員の一方的責任から事故は発生したものと認められる。

したがって、本件災害は、信号無視という本人の著しい注意欠如により発生したものであり、また、本件事故に特段の宥恕事由も認められないことから、本件災害は、重大な過失によるものとして、基準政令第12条の規定による損害補償の制限を適用することが相当であると判断したものである。